

高知県戦略的製品開発推進事業費補助金審査基準

【開発チャレンジ事業】

審査項目	審査の視点	評価	配点
1. 革新性要件	開発（改良）する製品・技術がもたらすものが革新的な新たな価値であるか。また、そのために他社・自社従来製品・技術との違いを把握し、差別化ができていないか。 革新性や他社・自社従来製品との違いの把握を事業内容とする場合は課題や仮説の設定が明確で適切なものとなっているか	全 て A, B, C, D, E の 5 段階 評価 評 価 内 容 及 び 内 容 別 配 点 は 下 表 の と お り	10
2. 背景・目的	今回の取組に至った背景や、技術的・経営的な課題等に対する自社の現状認識、事業の内容・目的は明確になっているか。		10
3. 到達目標	事業の課題等が明確になっており、到達目標が明確に設定されているか。 取組が課題解決に資するものとなっているか。		10
4. 実現可能性	自社の技術的能力や開発実施体制が明確か。 目標に到達するための取組方法やスケジュール、経費・資金計画が適切か。		10
5. 市場性	開発する製品・技術の市場性（価格、量、具体的ニーズ等）の調査、分析ができており、適切にとらえているか。 市場性の検証を事業内容とする場合は課題や仮説の設定が明確で適切なものとなっているか		10

※審査の結果、審査委員の平均点が25点以上のものを採択基準とする。

※ただし、いずれかの項目にE評価がある場合は採択基準を満たさないものとする。

AからEの評価内容別配点表

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。 (配点×1)	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。 (配点×0.75)	内容が明確であり、成果が期待できる。 (配点×0.5)	内容が不明確又は不十分である。 (配点×0.25)	内容が不適切である。 (配点×0)

【製品開発事業（一般枠）】

審査項目	審査の視点	評価	配点
1. 革新性要件	開発する製品・技術がもたらすものが革新的な新たな価値であるか。 定量的に示すことができているか。	全て A, B, C, D, E の 5段階 評価 評価内 内容及び 内容別 配点は 下表の とおり	10
2. 背景・目的	今回の取組に至った背景や、経営的な課題等に対する現状認識、事業の内容・目的等は明確になっているか。		10
3. 開発目標	開発する製品・技術の仕様、到達目標が明確に設定されているか。		10
4. 優位性・獨創性	開発する製品・技術と他社・自社従来製品・技術との違いを把握し、差別化ができているか。		10
5. 実現可能性	自社の技術的能力や開発実施体制が明確か。開発目標に到達するための取組方法やスケジュールが適切か。		10
6. 市場性	開発する製品・技術の市場性（価格、量、具体的ニーズ等）の調査、分析ができているか、適切にとらえているか。		10
7. 波及効果	県内企業への受発注の増加や従業員の新規雇用、賃上げ等、県経済への波及効果があり、県経済の活性化に資する点があるか。		10
8. 事業経費・資金計画	事業経費が適切に見積もられているか、事業完了までの資金計画が適切か。		10
9. 販売計画	販売顧客（ターゲット）、数量、価格等が明確に設定されており、適切な販売計画が立てられているか。		10
10. 生産計画	事業終了後、販売計画に応じた生産を可能とするよう、設備投資や体制の構築が見通せているか。		10

※審査の結果、審査委員の平均点が60点以上のものを採択基準とする。

※ただし、いずれかの項目にE評価がある場合は採択基準を満たさないものとする。

AからEの評価内容別配点表

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。	内容が明確であり、成果が期待できる。	内容が不明確又は不十分である。	内容が不適切である。
(配点×1)	(配点×0.75)	(配点×0.5)	(配点×0.25)	(配点×0)

【製品開発事業（イノベーション推進枠）】

審査項目	審査の視点	評価	配点
1. 革新性要件	開発する製品・技術がもたらすものが革新的な新たな価値であるか。 定量的に示すことができているか。	全て A, B, C, D, E の 5段階 評価 評価内 内容及び 内容別 配点は 下表の とおり	10
2. 背景・目的	今回の取組に至った背景や、経営的な課題等に対する現状認識、事業の内容・目的等は明確になっているか。		10
3. 開発目標	開発する製品・技術の仕様、到達目標が明確に設定されているか。		10
4. 優位性・独創性	開発する製品・技術と他社・自社従来製品・技術との違いを把握し、差別化ができているか。		20
5. 実現可能性	自社の技術的能力や開発実施体制が明確か。開発目標に到達するための取組方法やスケジュールが適切か。		20
6. 市場性	開発する製品・技術の市場性（価格、量、具体的ニーズ等）の調査、分析ができおり、適切にとらえているか。		10
7. 波及効果	県内企業への受発注の増加や従業員の新規雇用、賃上げ等、県経済への波及効果があり、県経済の活性化に資する点があるか。		20
8. 事業経費・資金計画	事業経費が適切に見積もられているか、事業完了までの資金計画が適切か。		10
9. 販売計画	販売顧客（ターゲット）、数量、価格等が明確に設定されており、適切な販売計画が立てられているか。		20
10. 生産計画	事業終了後、販売計画に応じた生産を可能とするよう、設備投資や体制の構築が見通せているか。		20

※審査の結果、審査委員の平均点が90点以上のものを採択基準とする。

※ただし、(1)いずれかの項目にE評価がある場合、(2)項目4、5、7、9、10の合計が50点以下の場合には採択基準を満たさないものとする。

AからEの評価内容別配点表

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。 (配点×1)	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。 (配点×0.75)	内容が明確であり、成果が期待できる。 (配点×0.5)	内容が不明確又は不十分である。 (配点×0.25)	内容が不適切である。 (配点×0)

【全メニュー共通 加点項目】

番号	条件	加点
1	こうち SDGs 推進企業登録制度への登録事業者	各項目を満たすごとに審査員の平均点に1点を加点する。 ただし、最大3点までの加点とする。
2	パートナーシップ構築宣言事業者	
3	高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、「次世代育成支援部門」の認証を受けている者	
4	高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、「女性の活躍推進部門」の認証を受けている者	
5	DX 認定事業者	
6	次世代育成支援対策推進法に基づく、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けている者	
7	女性活躍推進法に基づく、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けている者	